

新たな許可、届出、届出不要の業種一覧

I. 営業許可が必要な業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 10 食品の放射線照射業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 11 菓子製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業 | 12 アイスクリーム類製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 13 乳製品製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 14 清涼飲料水製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 15 食肉製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 16 水産製品製造業※ | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 17 氷雪製造業 | 29 漬物製造業※ |
| 9 食肉処理業 | 18 液卵製造業※ | 30 密封包装食品製造業 |
| | 19 食用油脂製造業 | 31 食品の小分け業※ |
| | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 32 添加物製造業 |
| | 21 酒類製造業 | |

II. 営業届出が必要な業種

I. 営業許可が必要な業種

と

III. 営業届出が不要な業種

以外の営業が届出の対象（以下は例示）

【製造・加工業（一例）】

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具/容器包装製造業

【調理業（一例）】

- ・集団給食（調理業務を委託の場合、飲食店営業許可が必要）
- ・調理機能を有する自動販売機高度な機能を有し、屋内に設置されたもの
- ・水の量り売りを行う自動販売機

【販売業（一例）】

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・魚介類販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業
- ・行商

III. 営業届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届出は不要です。